平成３０年（フ）第１０号
北海道河東郡士幌町字士幌西１線172番地
若葉団地36号
債務者　田口　幸城
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
埼玉県川越市田町19番地７（パールハイツ大沼206号室）
債務者　吉野　伸男
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３０号
埼玉県所沢市宮本町１丁目６番７号　尾花コーポ201
債務者　井形　　孝
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１号
岐阜県多治見市大薮町1838番地の６　天理教高名分教会　星野方
債務者　三石　博幸
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４９９号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｆ―501号
債務者　深見　　凌
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
愛知県みよし市三好町上73番地、前住所北海道江別市野幌屯田町32番地の９
債務者　山本　　一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
愛知県岡崎市薮田１丁目10番地33　Ｈｏｕｓｅ　Ｃ．Ｒ．Ａ　Ｌ、前住所愛知県岡崎市井田町字４丁目130番地　ラ・メゾン・ロトンド　104
債務者　阿部田陽一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
愛知県岡崎市東大友町字並木側102番地１　レオネクストブラウベルク　202
債務者　渡邊　和美（旧姓熊澤）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４０号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目12番35号
債務者　岸田　和子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７６号
大阪市住之江区北島１丁目３番４号　フィエスタ北島　103号
債務者　田港　正美（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３４号
大阪市平野区長吉川辺３丁目８番17―702号、前住所大阪市平野区長吉川辺３丁目９番10―710号
債務者　池尻裕美子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３３５号
大阪市平野区長吉川辺３丁目８番17―702号、前住所大阪市平野区長吉川辺３丁目９番10―710号
債務者　池尻　順次
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９５号
大阪市淀川区木川東３丁目７番10号　今川マンション　303号
債務者　平井　宏治
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７２号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―416号
債務者　河村千惠子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１８号
大阪府寝屋川市萱島南町13番29号
債務者　是澤　昭子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番17号　グランド　621号室、前住所大阪市東住吉区杭全６丁目２番17―４Ｇ号
債務者　吉川　　登
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部